

久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の概要 （平成28年度策定、令和4年3月改定）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条第1項の規定に基づき、平成28年4月に「久留米市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（計画期間：H28年度～R7年度）」を策定しました。策定から5年が経過したことから、計画前期の総括を行うとともに、ごみを取り巻く国内外の社会情勢の変化を踏まえ、中間見直しを行いました。

1. 計画前期（H28年度～R2年度）の総括と課題

（1）ごみの発生抑制と資源循環に向けた取組み

■主な取組み状況

- 学校や地域での3R学習会・生ごみリサイクル講習会、環境交流プラザの活用、民間リユースショップの紹介など市民等への周知啓発を図りました。
- 食品ロスの削減に向け、市内の食品ロスの排出実態調査や、小売店と協働で消費者にすぐ食べる時は商品棚の手前にある商品からの購入を促す「てまえどりキャンペーン」等を実施しました。
- LINEアプリでのごみ分別案内や環境啓発動画の作成など、ITを活用した新たな啓発を行いました。

■課題

- 今後、近年社会的な問題として提起されている「脱プラスチック」や「食品ロス削減」、「脱温暖化」をテーマとした事業の充実が必要です。

（2）循環型社会に対応した適正なごみ処理体制の確立

■主な取組み状況

- 城島・三潴地域の分別区分を久留米地域に統一、宮ノ陣クリーンセンターの稼働、家庭ごみ収集運搬の車両体制見直しなどを行いました。

■課題

- 令和4年度末の甘木・朝倉・三井環境施設組合からの脱退に向けた北野地域の分別収集体制の変更、経年劣化等による処理能力の低下が懸念される上津クリーンセンターの建替えなど、新たなごみ処理体制の構築が必要となっています。

2. 目標の達成状況

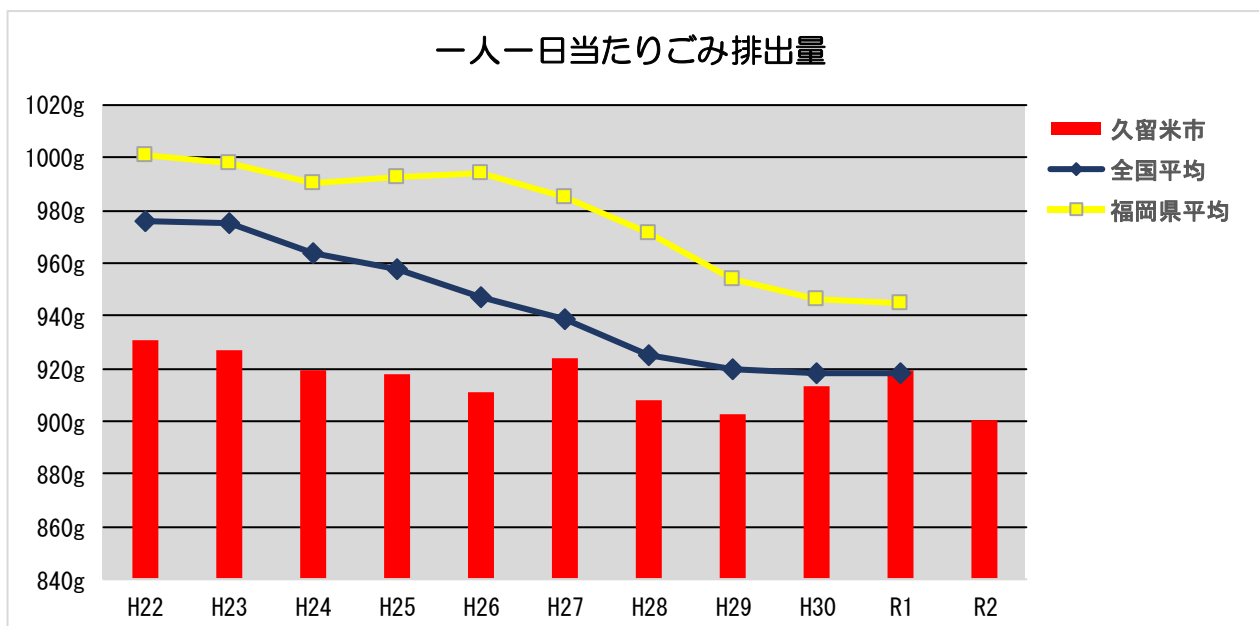
中間目標（令和2年度）における、一人一日当たりのごみ排出量及びリサイクル率については次の表のとおりです。

一人一日当たりのごみ排出量900gで、本計画で定める中間目標値943g以下を達成しています。しかし、一人一日当たりのごみ排出量のうち、家庭ごみの排出量は615gで中間目標値611g以下を達成していません。また、リサイクル率は22.7%で、中間目標値23%以上を0.3ポイント下回っています。

項目		初年度 (平成28年度)	中間期 (令和2年度)	目標年度 (令和7年度)
市民一人一日 当たりの排出量	目標値	—	943g以下	888g以下
	実績	908g	900g	—
うち家庭系ごみ市民 一人一日当たりの排出量	目標値	—	611g以下	575g以下
	実績	594g	615g	—
リサイクル率	目標値	—	23%以上	24%以上
	実績	22.5%	22.7%	—

※網掛け部分は目標未達成

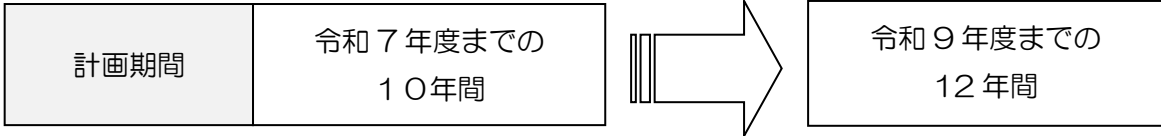
平成22年度以降の一人一日当たりのごみ排出量は、次のグラフのとおりです。久留米市は、令和元年度を除き全国や福岡県平均値より少ない傾向にあります。目標達成に向けては、更なる排出抑制・減量化、再資源化に努める必要があります。



3.中間見直しの主なポイント

(1) 計画期間の延長

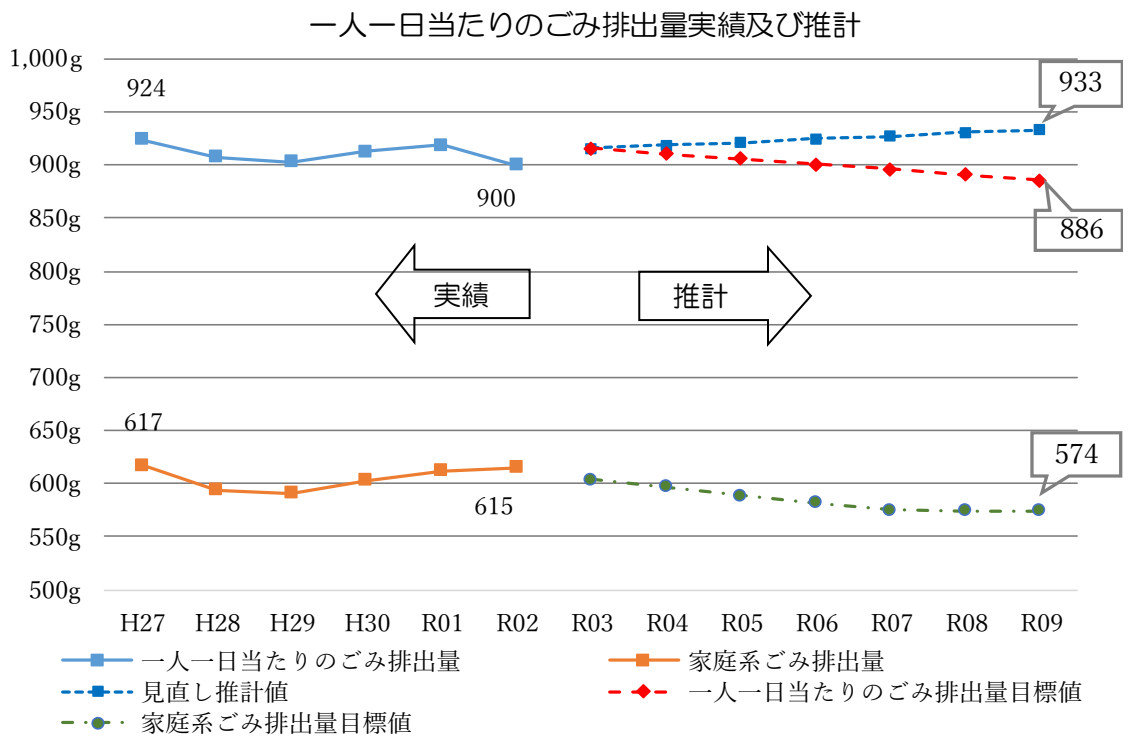
上津クリーンセンターの建替え後の稼働を令和10年度に予定していることや、田主丸地域は令和9年度末にうきは久留米環境施設組合からの脱退を目指していることから、本計画の計画期間を2年間延長します。



(2) ごみ排出量推計と数値目標の変更

過去のごみ排出量の実績をもとに、本計画の計画期限である令和9年度までのごみ排出量を再推計しました。また、一人一日当たりのごみ排出量は中間目標値を達成しているため、更なる削減を目指し変更します。リサイクル率は中間目標値を達成していないため、目標値を据え置きます。

	目標値	⇒	目標値
市民一人一日当たりのごみ排出量	令和7年度888g以下 (うち家庭系575g以下)		令和9年度886g以下 (うち家庭系574g以下)
リサイクル率	24%以上		24%以上



(3) 北野地域の分別収集と処理制度の変更

北野地域は、令和4年度末に甘木・朝倉・三井環境施設組合を脱退するため、ごみの排出方法等を久留米・城島・三潴地域と統一することを明記します。

(4) 上津クリーンセンターの建替え

現在の上津クリーンセンターは、稼働開始から約30年が経過し、経年劣化等による処理能力の低下が懸念されているため、令和10年度中の稼働を目途に建替えを進めることを明記します。

(5) 国際・国内情勢等への対応

持続可能な循環型社会の構築に向け、近年の廃棄物を取り巻く国内外の情勢の変化を踏まえ、本計画に反映します。

持続可能な開発目標 SDG s

本計画に関連するゴール（大きな目標）を達成するためのターゲット（目標）には、小売・消費レベルにおける食糧の廃棄を半減させることや、廃棄物の発生防止や再生利用等により、廃棄物の発生を大幅に削減することなどが示されています。

食品ロスの削減

国は、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が制定しました。国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス削減を推進するために様々な施策が求められています。

【本計画に関連するSDGs】

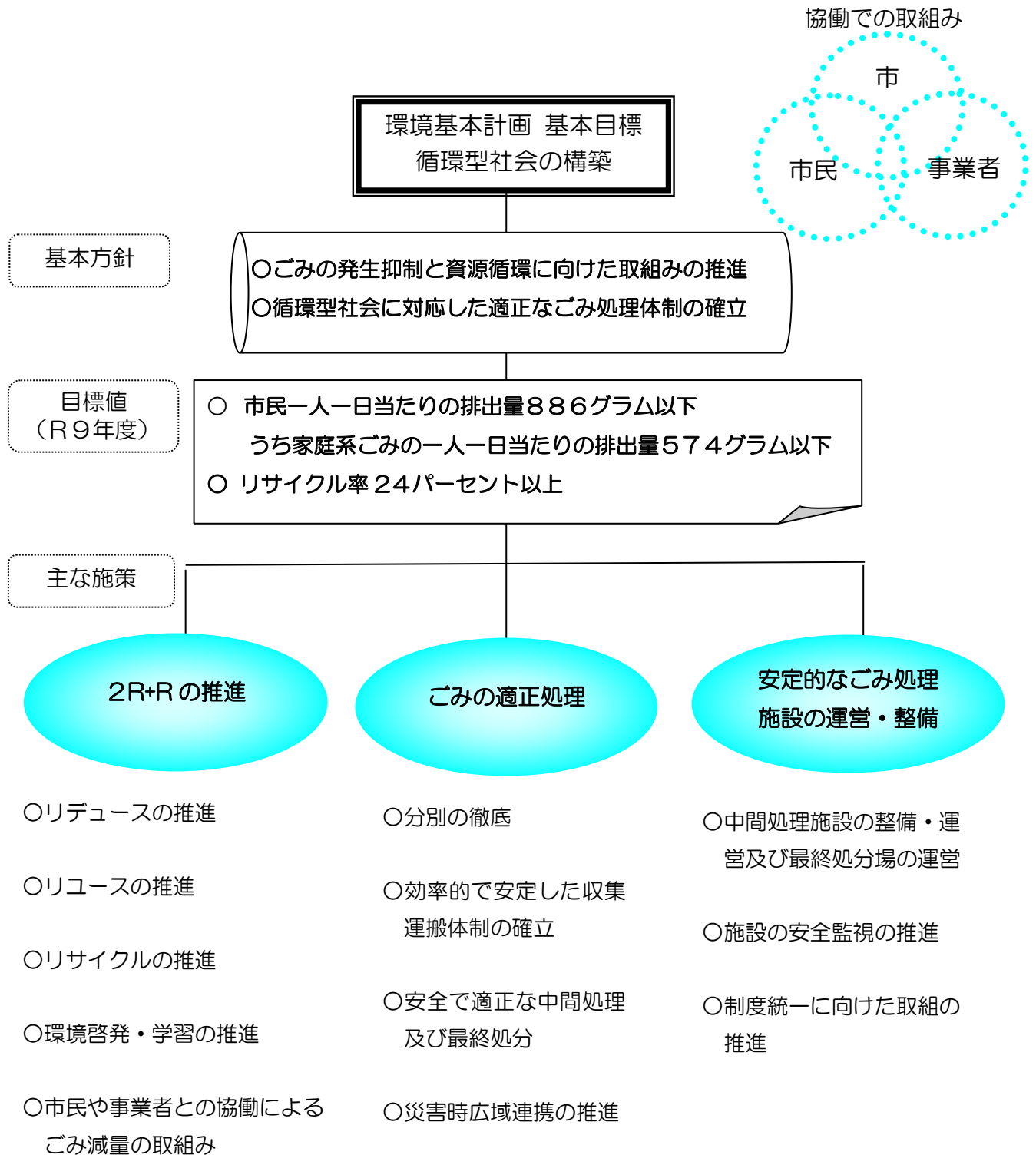


脱プラスチックの動き

海洋プラスチックごみによる環境破壊の抑制と資源の有効活用を図るため、国は「プラスチック資源循環戦略」の策定や、プラスチックごみを減らし循環利用を促す「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」等を制定しました。国内でも、「脱プラスチック」に向けた動きがこれまで以上に加速しています。

4. ごみ処理基本計画の体系図

本計画の上位計画である「久留米市新総合計画（第4次基本計画）」に掲げる「低炭素・循環型社会の構築」及び「第三次久留米市環境基本計画」に掲げる「循環型社会の構築」に向けて、以下の2つを基本方針として施策を推進していきます。



5. 施策の体系

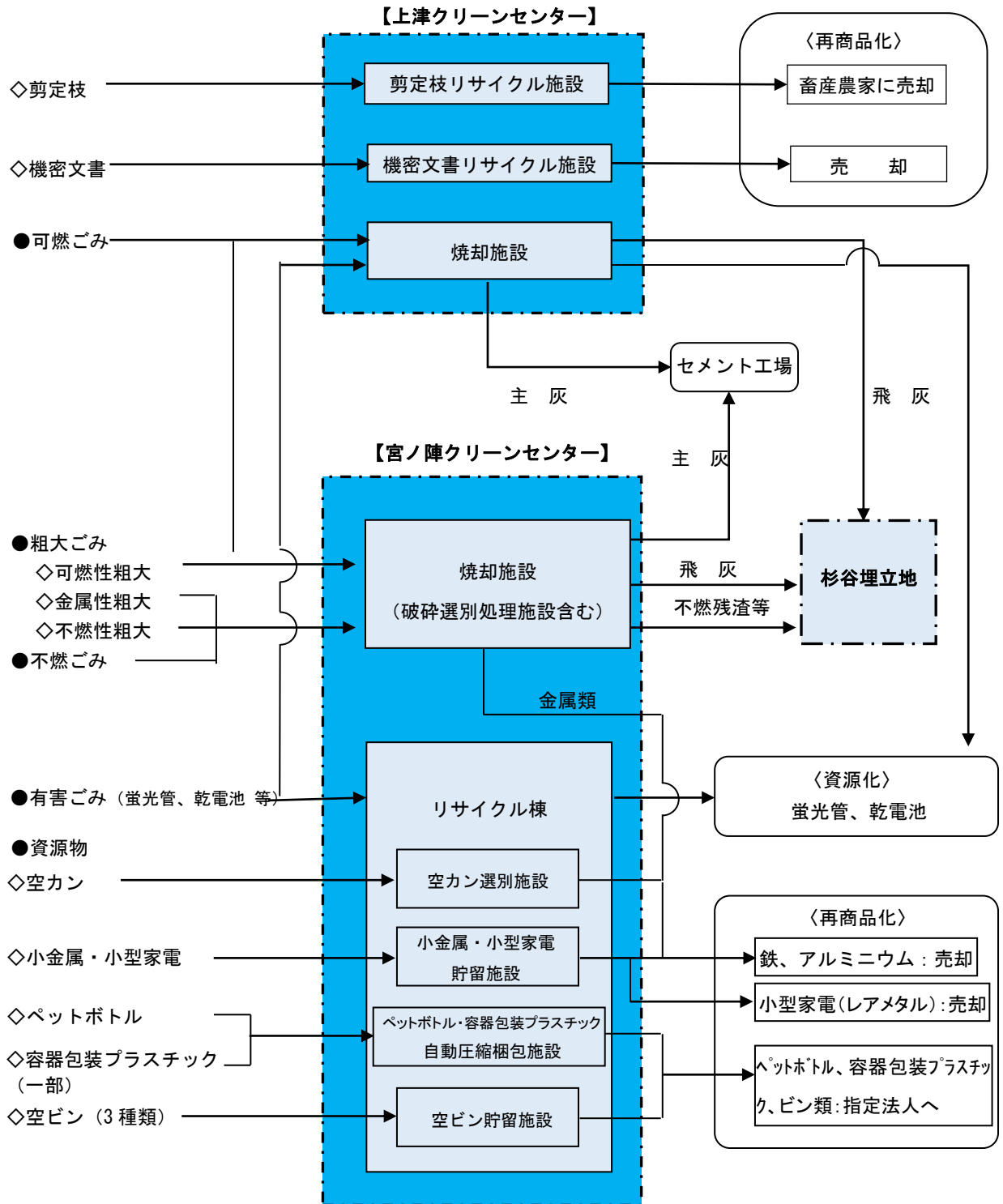


6. ごみ処理の流れ

久留米市域内のごみ処理の流れは以下のとおりです。

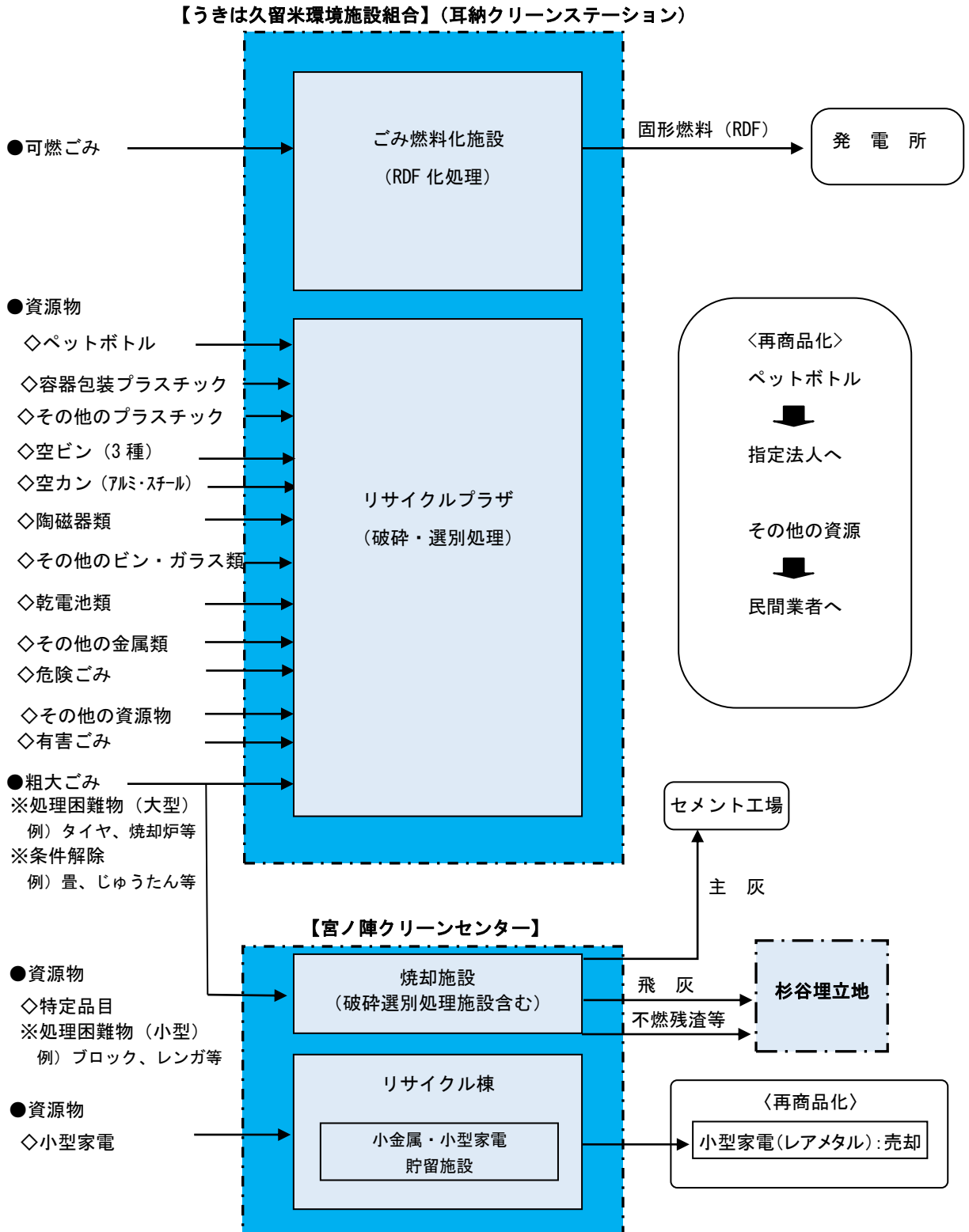
◆久留米・城島・三潞地域（令和5年度から北野地域も同様）

※資原物のうち民間施設へ直接搬入される古紙・古布及び集団回収は除く



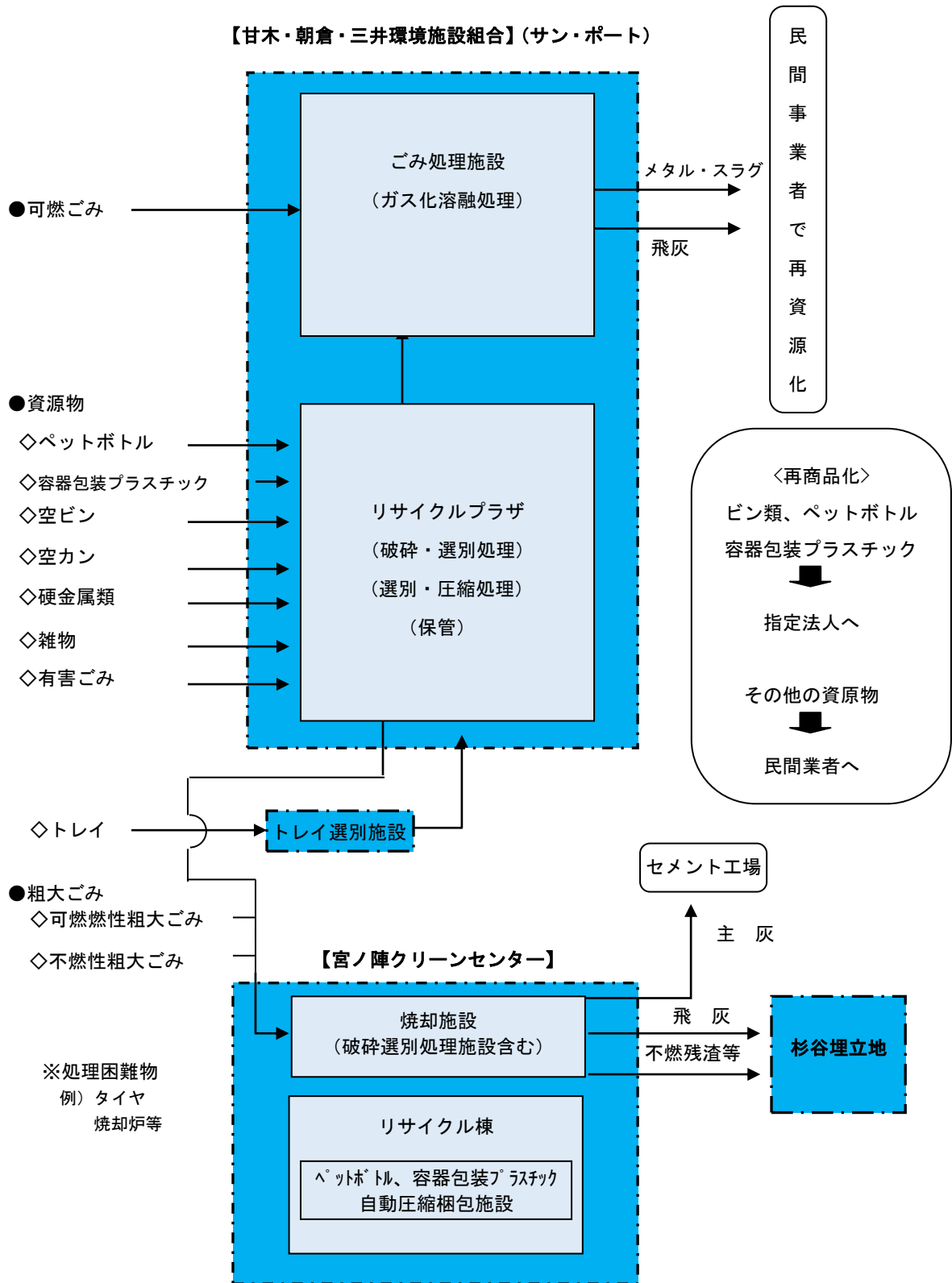
◆田主丸地域

※資原物のうち直接搬入の古紙・古布
及び集団回収は除く



◆北野地域（令和4年度まで）

※資原物のうち直接搬入の古紙・古布
及び集団回収は除く



7. 計画の推進体制

本計画は、市民、事業者、市がごみ発生の責任者として、それぞれが排出抑制・分別リサイクル・適正処理の役割を理解した上で連携・協力し、計画の実現に向け進行管理を行います。

(1) 市民の役割

市民は、日常生活で、ごみの発生抑制や分別の徹底など身近にできることを実践し、ごみ減量・再使用・リサイクルに努めます。また、ごみの発生抑制、再使用及びリサイクルを中心とした環境学習等の活動に積極的に参画します。

(2) 事業者の役割

事業者は、事業活動がごみ排出に影響を与えていることを認識し、ごみの発生抑制と再使用・リサイクルの取組みを進め、ごみの適正排出に努めます。また、拡大生産者責任のもと、商品・製品の流通・販売に係る廃棄物の店頭回収などでの自主回収と再使用を推進します。

(3) 市の役割

本計画の推進に向けて、市民・事業者の自主的な取組みを促進するため、積極的に支援するとともに、ごみ減量・再使用・リサイクルに関する施策や安全かつ安定的なごみ処理を適正に実施します。また、市自らが事業者として、ごみ減量・再使用・リサイクルに関する行動を率先して実行していきます。